

個人賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害（*1）または他人の財物の損壊（*2）もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通約款（*3）の規定に従い賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、親権者等（*4）を被保険者とします。ただし、当社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が旅行行程中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、親権者等（*4）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。
- （*1）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。
 （*2）財物の滅失、汚損もしくは損傷をいいます。以下この特約において同様とします。
 （*3）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
 （*4）(1)の被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第2条（保険事故）

この特約における保険事故は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった第1条（保険金を支払う場合）の事故をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
③	核燃料物質（*2）もしくは核燃料物質（*2）によって汚染された物（*3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④	②または③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑤	③以外の放射線照射または放射能汚染

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）使用済燃料を含みます。

（*3）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者と同居する親族（*1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

⑦	<p>被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、この規定は適用しません。</p> <p>7. 被保険者が滞在する宿泊施設の客室(*2)に与えた損害</p> <p>イ. 被保険者が滞在する居住施設内の部屋(*3)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。</p> <p>ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害</p>
⑧	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑨	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑩	航空機、船舶(*4)、車両(*5)、銃器(*6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
⑪	汚染物質(*7)の排出、流出、いつ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合はこの規定は適用しません。
⑫	罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

(*1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(*2) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。

(*3) 部屋内の動産を含みます。

(*4) 原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。

(*5) 原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

(*6) 空気銃を除きます。

(*7) 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(*8)等を含みます。

(*8) 再生利用のための物質を含みます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	保険事故が発生した場合において、被保険者が第7条(事故の発生)(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要な費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要な費用
⑤	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥	第8条(当会社による解決)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の保険事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の保険事故について、賠償責任保険金額(*2)を支払の限度とします。
---	--

②	第5条(支払保険金の範囲)の表の②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④および⑤の費用は、1回の保険事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額(*2)を超える場合は、賠償責任保険金額(*2)の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
---	---

(*1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*2) 保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。

第7条(事故の発生)

(1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること。
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
⑤	他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について遅滞なく当社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1)の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
②	(1)の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1)の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(*1) 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条(当社による解決)

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第9条(保険金の請求)

- 当社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類とします。

①	当社の定める事故状況報告書
②	公の機関(*1)が発行する事故証明書

③	死亡に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④	後遺障害に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤	傷害に関して支払われる賠償責任保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥	被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類および損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑦	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)
⑧	賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合には、賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑨	その他当社が普通約款第20条(保険金の支払時期) ⁽¹⁾ に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(*1) やむを得ない場合には、第三者とします。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を賠償責任保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*3)を差し引いた額とします。

(*1) 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(*3) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第11条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

ん。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

(* 1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条（先取特権）

- (1) 被害者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（ * 1 ）について先取特権を有します。
(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（ * 1 ）は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（ * 1 ）を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(* 1) 第5条（支払保険金の範囲）の表の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。